

本校の教育目標

校訓

- ・誠
- ・勤
- ・健

実
勉
康

1. 礼儀正しく協力し合う生徒
2. 勤労と責任を重んじ、自ら進んで学ぶ生徒
3. 心や体を鍛え、たくましく生きぬく生徒

校 章

本校の校章はこの地区の古くからの特産物である梅をかたどったもので、中に平和のシンボルであるハトがデザインされている。本校の入学予定者より図案を募集し、応募351点の中より、間瀬美穂さんの作品が選ばれ、それを校章審査会で図案化したものである。



中部中学校校歌

美しく力強く
みどりうるわしたかだのいかに
なびやあさひをあげり
よーらーにとともにそだてんまことのこころ
ろわこうどーいまこそたちあがる
るるあーあーわれらのちゅうぶちゅうがっこう

作詞 中部中学校
作曲 川島 博

中部中学校校歌

(一) みどりうるわし 高田の丘の
白き学舎 朝日を浴びる
理想掲げて 清らかに
ともに育てん 誠実の心
若人今こそ 立ち上がる

(二) 潮の香漂う 梅の里
めざす文化の 灯高し
英知求めて たゆみなく
ともに築かん 勤勉の心
若人今こそ 燃え上がる

(三) はるか鈴鹿の山脈望み
瞳明くる夕日に映える
未来に向かつて たくましく
ともに鍛えん 心と体
若人今こそ 舞い上がる
あわれらの 中部中学校

知多市民の誓い

1. 自然を愛し、緑と花につつまれた、美しいまちをつくりましょう。
1. 元気に働き、力を合わせて活力ある豊かなまちをつくりましょう。
1. 豊かな心、すこやかな体で明るいまちをつくりましょう。
1. 心がふれあう、温かい家庭とまちをつくりましょう。
1. きまりを守り、お互いに信頼できるまちをつくりましょう。

諸 届

1. 欠席、遅刻、早退する場合は、当日の朝、所定の時間（7：45～8：15）に保護者がtutor等で連絡する。
2. 忌引の日数は次の通りとする。

父 母	7日間	兄弟姉妹	3日間
祖 父 母	3日間	おじおば	1日間
曾祖父母	1日間		

学級会活動

1. 目的

- (1) 学級活動は、生徒が自発的、自治的な活動を通して、楽しく規律正しい学級生活を築くように心がける。
- (2) 学級には、級長、代議員、書記を男女各1名ずつおく。学級役員は、全員の協力を得て活動をする。
- (3) 学級会では、諸問題を話し合い解決する。
 - 学級内や学年内のできごと。
 - 生徒会に関する事柄。
 - 学校行事に関する事柄。
 - 学級の仕事の分担と運営、など。

2. 活動内容

(1) 学級役員

- 級長－学級全体のとりまとめ。学級会の司会。担任の先生の補助。
- 代議員－学級代表として、生徒議会に出席。
- 書記－背面黒板、学級会の記録。学級日誌への記入。

※級長、代議員、書記と生徒会役員は兼ねない。

(2) 学級の係

- 教科連絡係を必ず選出し、他の係はクラスで決定する。
- 任期は、前期4月～学校祭、後期学校祭～3月とする。

委員会活動

1. 目的

- 各委員は、学校がよりよくなるような奉仕活動、自治的活動を行う。

2. 活動内容

(1) 生活委員会

- 週訓の決定・伝達、学級点検活動、あいさつ運動、身なり点検

(2) 保健委員会

- 朝の健康観察、出欠黒板の記入、体調不調者の付添、学校保健委員会の運営、トイレ・手洗い場の見回り

(3) 給食委員会

- 白衣・帽子・マスクの着用点検と手洗いの点検、配膳室前リナバス当番、残菜調査

(4) 図書委員会

- 学校図書の貸出・返却の事務、学校図書の点検・整理・補修、推薦図書の紹介

(5) 放送委員会

- 昼の放送、学校行事・学校祭体育の部アナウンス

(6) 広報委員会

- 校内掲示板の点検・更新、依頼を受けた委員会のポスター作成

(7) 福祉委員会

- 赤い羽根募金、福祉川柳・人権標語の

募集

(8) 美化委員会

- 清掃道具の点検・整備・補充、教室のワックスがけ、大掃除の準備

(9) 緑化委員会

- 緑の羽根募金、花壇の整備・除草・水まき、プランターの管理

(10) 体育委員会

- 体育器具点検、器具庫清掃、体力テスト準備・記録整理

(11) 学年委員会

- 学校行事・学年行事等の企画・運営

中部中学校生徒会会則

第1章 名 称

第1条 本会は知多市立中部中学校生徒会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は積極的で自主的な精神をもち、楽しく規律ある学校生活を創造することを目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会会員は本校生徒とする。

第4章 組 織

第4条 本会の目的を達成するために次の組織がある。

- (1) 生徒総会 (2) 生徒議会
- (3) 執行部会 (4) 委員会
- (5) 特別委員会 (6) 選挙管理委員会

第5章 生 徒 総 会

第5条 総会は生徒会の最高の決議機関で全会員によって構成する。

第6条 総会は前後期各1回行う。また全会員の4分の1以上の要求があった場合に開くことができる。ただし、必要があれば臨時に会長が招集することができる。

第7条 総会で審議されるのは生徒会会則の改正や生徒会の運動方針、活動報告、委員会の活動報告などとする。

第8条 総会は会員の3分の2以上の出席によって成立し、議案は出席会員の過半数の賛成によって可決され、可否同数のときは議長が決める。

第6章 生 徒 議 会

第9条 議会は生徒会執行部と、学級より選ばれた代議員（各学級男女各1名）により構成する。

第10条 議会は生徒会の目的を達成するために、いろいろな生徒会活動の調整、その必要と認めた活動の方針を決定する。また、学校行事に積極的に協力する。

第11条 議会は月1回の定例議会のほかに必要に応じて臨時議会を開くことができる。

第12条 議長、副議長は代議員の中から選ぶこととする。

第13条 議会は3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

第14条 決議は出席議員の過半数とし、可否同数のときは議長が決める。

第15条 代議員は学級の代表であることを意識して責任のある意見を述べなければならない。また、議会で決まったことを学級にもちかえって報告しなければならない。

第7章 執 行 部 会

第16条 執行部会は生徒会役員7名によって構成される。

第17条 執行部会は生徒議会、生徒総会の前にもち、議案をまとめる。

第18条 執行部案といえども、生徒議会にかけ決議されなければ実施されない。

第8章 委 員 会

第19条 この生徒会には次の委員会を置く。

- 1. 生活 2. 保健 3. 給食 4. 図書 5. 放送 6. 広報 7. 福祉 8. 美化 9. 緑化 10. 体育 11. 学年

第20条 各委員会は学級から選ばれた委員によって構成される。

第21条 各委員会は常時活動を原則とする。

また、生徒会行事を積極的に行う。
第22条 各委員会の委員長は各委員会で選出する。

第9章 役 員

第23条 生徒会は次の役員を置く。

会長1名 副会長2名

執行委員4名

第24条 役員は3月及び9月に全会員の選挙によって選出する。立候補のない場合は、代議員から互選する。

第25条 役員の任期は半年間とし、前期を4月の当初より学校祭までとし、後期

を学校祭より、翌年４月の新入生歓迎会までとする。

第26条 役員の任務は次の通りとする。

会 長：本会を代表するとともに執行部の長となって本会の運営をする。

副会長：会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

執行委員：本会活動の企画・運営にあたる。

第10章 選挙管理委員会

第27条 選挙管理委員会及び生徒会役員選挙に関することは、生徒会役員選挙規則に定める。

第11章 財 政

第28条 この生徒会の経費は生徒会費による。生徒会費の額の変更は議会の決議により、全会員の４分の３以上の承認を受けて決定する。

第29条 予算や決算は議会の承認を受けなければならない。

第12章 最高決定権

第30条 学校長は本会の活動の最高決定権をもつ。

第13章 修 正

第31条 生徒会会則の修正は、学級または委員会から文書で執行部に提出し、代

議員の３分の２以上から承認され全会員の過半数の賛成と学校長の承認があれば成立する。

第14章 付 則

第32条 この会則は平成28年４月１日より施行する。

—よりよい学校生活のために—

【登下校】

- ・ 8時20分までに入室して名札を装着し、25分に黙想、読書タイムが始められるように準備する。
- ・ かばんなどは机の横にかけず、ロッカーへしまう。ロッカーの上には私物を置かない。
- ・ 欠席、遅刻の連絡は、必ず保護者が行う。
(8時15分までに)
- ・ 遅刻(途中からの登校)や早退は必ず職員室へ行き、担任または学年の先生に申し出る。
- ・ 登下校中に帽子、日傘、冷却タオルなどを使用することができる

【校内】

- ・ 言葉遣いは、時と場所、相手を考えて礼儀正しくする。
- ・ 先生、来客はもとより、生徒同士でも、自ら時に応じたあいさつを心掛ける。
- ・ 職員室へは、「失礼します」と言って入り、学級・名前を言った後、出入口付近で用事のある先生を呼ぶか、近くの先生に申し出る。職員室ではふさわしい言葉遣いをする。職員室を出るときは「失礼しました」と言って出る。

【読書タイム・朝のST】

- ・ 級長の「黙想」の号令で、各自黙想を行う。
- ・ 保健委員は出欠確認と健康観察を行い、職員室へ報告する。
- ・ 8時45分までは、用事がない限り教室から出ない。

【授業】

- ・ 放課中に教室移動を完了し、授業の準備を済ます。
- ・ チャイムで学習が開始できるように授業開始2分前には着席する。
- ・ 開始、終了時の「起立・礼・着席」をきちんと行う。
- ・ 体育時の更衣などで授業時間内に教室移動するときは静かに移動する。
- ・ 忘れ物をしたときは、教科担任に申し出る。
- ・ 授業は制服で受ける。制服で参加できない事情がある場合は、教科担任に必ず伝え、了承を得る。
- ・ 授業中に水分補給をすることができる。(タイミングは自分で考え、水筒は邪魔にならない場所に置く)
- ・ 授業中にひざかけを使用することができる。(実験や作業を伴う授業では注意をする。また、他人と共有したり肩にかけたりしない。)

【放課】

- ・ 次の授業の準備の時間とする。
- ・ 特別に用事がない場合は、他の教室、他の学年の階に入らない。
- ・ 体調の悪い生徒は、学年の先生に申し出をしてから保健委員の付き添いにより、保健室の養護の先生に連絡をする。
- ・ ベランダ、テラスには出ない。
- ・ 教科の連絡は、昼の放課までに済ます。
- ・ トイレは常に清潔に使い、スリッパは整頓する。
- ・ 昼放課は予鈴で教室に戻る。

【給食】

- ・ 準備中は手洗い、トイレをすばやく済ませ、チャイム10分後までに着席する。
- ・ 当番以外の生徒は自分の席で待機する。
- ・ 給食終了時のチャイムまでは教室を出ない。

【清掃】

- ・ 移動は素早く行う。
- ・ ゴミを出す場合は、指定された場所へ持っていく。
- ・ 清掃後、担当場所の施錠をする。

【帰りのST】

- ・ 級長の「黙想」の号令で、各自黙想を行う。
- ・ 名札が返却されているかを確認する。
- ・ 教室と廊下の窓を閉め、机の整頓をする。カーテンを束ねる。

【集会】

- ・ 級長を先頭に廊下に並び、静かに移動する。
- ・ 入場後は整列して、静かに待つ。

【部活動】

- ・ 欠席は、顧問に連絡する。
- ・ かばんなどは、指定場所に置いて活動する。

【校外】

- ・ 愛知県青少年育成条例に従い、22時以降翌日の日の出までの深夜には外出しない。



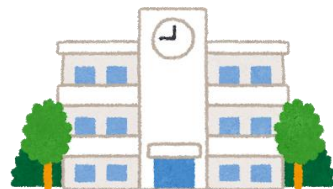
【身なり・服装】

	男 子	女 子
上 衣	<旧制服> ・カッター、開襟シャツ、ポロシャツ※ ・つめえり標準学生服（標準マーク入り）	<旧制服> ・白の標準学生服（標準マーク入り） ・紺の標準学生服（標準マーク入り） 女子のスカーフは、ワインカラーの結びタイ
	<新制服> ・カッター、開襟シャツ、ポロシャツ※ ・知多市指定のブレザー制服 ・ネクタイ、リボンについては、式日は着用する。	
	制服の中に着るものについて、色等の指定はしない※	
ズ ボ ン スカー ト	<旧制服> ・標準学生服ズボン（標準マーク入り）	<旧制服> ・紺の標準学生服（送りひだ・車ひだ）
	<新制服> ・知多市指定のスラックス or スカート	
	スカート丈はひざが隠れる程度とする	
通 学 靴	・運動靴、レインシューズ ただし、下駄箱に入る大きさとする。※	
上 靴	・学校指定のスリッパ（学年カラー） 表上部（シール）に記名をすること	
靴 下	・長さについて、場に応じて自ら判断する。※	
カ バ ン	・通学用にふさわしいもの。ただし、ロッカーに入る大きさとする。	
ベ ル ト	・華美でないものとする。※	
頭 髪 等	【男女共通】 ・前髪…目にかからない長さ ・後髪…肩にかからない長さ、肩にかかる長さの場合は結ぶ。 ・髪の結び方、結ぶ位置については指定しない。ただし、授業における学習環境を鑑みて頭頂部で結ぶことはしない。 ・ピンやゴムは華美でないものとする。※ ・整髪料を使用しない。 ・眉毛を過度にいじらない。 ・染色、脱色、そりこみ、パーマ（縮毛矯正は除く）等はしない。	
その他	・防寒着：コート、ウインドブレーカーなど※ ・防寒具：マフラー、ネックウォーマー、手袋※ ・気候に応じてタイツやストッキング、カーディガン、ベストを着用してもよい。※ ・学習に不要なものを身に付けない（化粧、アイプチを含む）、持ってこない。ただし、リップクリーム、制汗剤を使用する場合は、無色・無香料のものとする。 ・名札は校内での制服着用時、常時装着する。名札を忘れた場合、紙名札を装着する。 ・名札、ボタンの再購入は担任へ申し出る。体育用名札の再購入は指定販売店へ直接注文する。	

※色指定については、「場に応じて自ら判断する」ものとする。



日 課 表



時限	Aダイヤ(50分授業)	Bダイヤ(45分授業)
読書タイム 	8:25～ 8:35	8:25～ 8:35
ST	8:35～ 8:45	8:35～ 8:45
1	8:50～ 9:40	8:50～ 9:35
2	9:50～10:40	9:45～10:30
3	10:50～11:40	10:40～11:25
4	11:50～12:40	11:35～12:20
 給食	12:40～13:20	12:20～13:00
昼放課	13:20～13:35	13:00～13:15
5	13:35～14:25	13:15～14:00
6	14:35～15:25	14:10～14:55
清掃 	15:25～15:40	14:55～15:10
ST	15:45～15:50	15:15～15:20

月 曜 日

5限終了後

簡易清掃 ST



職員会

Bダイヤ 5限終了後
簡易清掃 14:00～14:05
ST 14:10～14:15
下校 14:15

木 曜 日

6限終了後

簡易清掃 15:25～15:30

ST 15:35～15:40

委員会・集会(木)

Bダイヤ 6限終了後
ST 15:05～15:10
移動 15:10～15:20
委・集会 15:20～



保護者会

読書タイム 8:25～ 8:35

ST 8:35～ 8:45

1限 8:50～ 9:35

2限 9:45～10:30

3限 10:40～11:25

4限 11:35～12:20

給食 12:20～13:00

簡易清掃 13:00～13:05

ST 13:10～13:15

最終下校時刻

4月～10月上旬	5 : 00
10月下旬～11月上旬	4 : 45
11月下旬～12月	4 : 30
1月～2月	4 : 45
3月	5 : 00

※最終下校時刻 15 分前には活動を終了し下校する

災害時における生徒の登下校について

「知多地域全域または知多市」に南海トラフ地震臨時情報や特別警報・警報等が発令された時の生徒の登下校については、下記のとおりといたします。

記

警報等の種類	特別警報 (大雨・暴風・高潮・波浪・大雪・暴風雪)	暴風警報 暴風雪警報	☆大雨(大雪)警報 ○記録的短時間大雨情報 △雷注意報 △竜巻注意情報	○洪水警報	○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) △南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) □調査中 ○大津波警報 ○津波警報 ○震度5弱以上の地震が発生した場合
登校前に発令	・午前6時30分より前に解除の場合 → 他の警報等を確認して判断 ・午前6時30分以降に解除された場合(午前6時30分ちょうどを含む) → 休校	・午前6時30分より前に解除の場合 → 平常通り授業 朝の部活動は中止 ・午前6時30分以降に解除の場合(午前6時30分ちょうどを含む) → 休校	・登校時間に発令されている場合 → 平常通り授業(原則休校にはならない) ※ただし、通学路が危険な時や登校が困難な時は、保護者の判断のもとで登校を見合わせてもよい。その場合、学校に連絡することで遅刻・欠席の扱いとはならない。安全が確認されたら登校させてください。		○ 自宅待機 ※学校から登校の連絡があれば、登校する。 △ 平常通り授業 部活動は中止 ※ただし、登校が危険と保護者が判断された場合、登校を見合わせてもよい。その場合、学校に連絡することで遅刻・欠席の扱いとはならない。 □ 平常通り授業
在校中に発令	授業を中止 ・通学路等の安全が確認された場合 → 下校 ・通学路等が危険な場合 → 学校待機 ※台風等により警報発令の可能性が高いと予測される場合、前日に給食中止の連絡がある場合があります。授業を実施することになった場合は弁当を持参させてください。 給食中止の決定をせず、午前6時30分より前に警報が解除され、平常どおり授業を行う場合は、給食は実施します。	授業を中止 ・通学路等の安全が確認された場合 → 下校 ・通学路等が危険な場合 → 学校待機	☆大雨警報が発令された場合 ・ 部活動は中止 ※ただし、授業中でも通学路が危険なときなど、保護者の判断で自主的に引渡下校することも可能。その場合、早退としない。 ○洪水警報、記録的短時間大雨情報が発令された場合 ・ 部活動は中止 ・下校時に通学路等の安全が確認された場合→ 下校 ・下校時に通学路等が危険な場合 → 学校待機 ※ただし、授業中でも通学路が危険なときなど、保護者の判断で自主的に引渡下校することも可能。その場合、早退としない。 △雷注意報、竜巻注意情報が発令された場合 ・ 部活動は原則中止 ・ 下校時の場合は状況を見て下校		○ 授業を中止 → 学校待機、引き渡し ※翌日以降自宅待機。学校から登校の連絡があれば、登校する。 △ 平常通り授業 部活動は中止 ※ただし、保護者の判断で自主的に引渡下校することも可能。その場合、早退としない。 □ 平常通り授業

- ・警報等の発令時における授業時間変更や登下校等については、原則として上記のとおりとしますが、状況に応じて対応を変更することがあります。その場合、tetoruや学校ホームページなどで連絡します。
- ・災害時における登下校について、知多市ホームページ <http://www.city.chita.lg.jp/docs/2014020702170/> もご覧おきください。

各種相談機関

1. 「心のダイヤル」

知多市教育委員会内

0562-32-8070

2. いじめ・不登校相談

愛知県教育委員会生涯学習課

052-961-0900

3. 各種相談

愛知県知多福祉相談センター

児童育成課 0569-22-3939

4. こころの電話

教育・スポーツ振興財団

052-261-9671

5. 教育相談室

県総合教育センター

0561-38-2217

6. ヤングテレホン

県警察本部 052-764-1611

7. 子どもの人権110番

名古屋法務局 0120-007-110

8. 子供SOSほっとライン24

毎日24時間全国統一

0120-0-78310